

デイサービスセンターさくら 利用契約書 (地域密着型通所介護)

____様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人横手福祉会（以下「事業者」という。）は、事業者が運営するデイサービスセンターさくら（以下「事業所」という。）における指定地域密着型通所介護の利用に関して、次のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な設備等を使用させるとともに、介護その他必要なサービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する対価を支払うものとします。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の契約期間は、契約の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 前項の契約満了日の7日前までに利用者から事業者に対して文書により契約終了の申出がなく、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護と認定された場合、契約は更新されるものとします。

第3条（地域密着型通所介護サービス計画書の作成及び変更）

事業者は、必要に応じて利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画書の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した地域密着型通所介護サービス計画書（以下「サービス計画書」といいます。）を作成します。サービス計画書の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者へ説明して同意を得たうえで交付します。

- 2 事業者は、サービス計画の実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成し、利用者へ説明の上、交付します。

第4条（提供するサービスの内容及びその変更）

事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数および利用料は重要事項説明書のとおりです。

- 2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更が居宅サービス計画の範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。
- 3 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

第5条（サービス内容等の記録の作成及び保存）

事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存します。

- 2 利用者及び利用者の家族または代理人は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。
- 3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、第1項の記録の写しを交付することができるものとします。

第6条（サービス利用の中止）

- 1 利用者は、サービス利用開始予定日の前日の午後5時まで申し出ることにより、サービスの利用を中止することができます。この場合、利用料金は発生しません。
- 2 事業者は、利用者がサービス利用開始予定日に利用の中止を申し出た場合は、サービス利用料金表に記載した所定の取消料を利用者に請求できるものとします。ただし、利用者の体調不良等中止に正当な事由がある場合、事業者は、取消料を請求しないものとします。
- 3 事業者は、利用者の健康状態によりサービスの実施が困難と判断した場合は、そのサービスを中止することができるものとします。

第7条（利用料等の支払い）

- 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、重要事項説明書の記載に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。
- 2 利用料の請求や支払方法は、重要事項説明書のとおりです。
 - 3 利用者が、重要事項説明書に記載の期日までにサービス利用の中止を申し入れなかった場合、利用者は事業者へキャンセル料を支払うものとします。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

第8条（利用料の変更）

- 1 事業者は、重要事項説明書に定めるサービス利用料金のうち介護保険給付対象のサービスに係る利用料金については、介護保険関係法令による介護保険給付費等の変更があった場合、変更するものとします。
- 2 事業者は、重要事項説明書に定めるサービス利用料金のうち介護保険給付対象外のサービスに係る利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができるものとします。
- 3 前各項の規定によりサービス利用料金を変更しようとする場合、事業者は、利用者及びその身元引受人に対して変更予定日の1か月前までに説明し、文書によりその同意を得るものとします。
- 4 利用者は、サービス利用料金の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第9条（利用料の滞納）

- 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を3ヶ月分以上滞納した場合は、事業者は、利用者に対し、2ヶ月以上の猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解約する旨の催告をすることができます。
- 2 事業者は、前項の催告をした場合には、担当の居宅介護支援事業者と連絡を取り、解約後も利用者の健

康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

- 3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解約することができます。

第10条（利用者の解約権）

利用者は、7日以上予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。

- 2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。
 - (1) 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしなない場合
 - (2) 事業者が、第17条に定める守秘義務に違反した場合
 - (3) 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

第11条（事業者の解約権）

事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により2週間以上の予告期間をもってこの契約を解約することができます。

- (1) 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合
 - (2) 利用者が事業者の通常の事業の実施地域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合
- 2 事業者は、前項によりこの契約を解約する場合には、担当の居宅介護支援事業者及び必要に応じて横手市に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

第12条（契約の終了）

次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 利用者の要介護状態区分が要支援となった場合
- (3) 利用者が介護保険施設へ入所した場合
- (4) 第2条第2項に基づき、利用者から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合
- (5) 第10条第1項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- (6) 第8条もしくは第10条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合
- (7) 第9条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合

第13条（損害賠償）

事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。

- 2 前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。
- 3 利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

第14条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責任に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者等が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者等が、利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 事業者又はサービス従事者の指示・依頼に反して利用者等が行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (5) 地震・水害等の自然災害その他事業者の責任によらない事由によりサービスの提供できず、利用者等に損害が発生した場合

第15条（緊急時の対応）

事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合やその他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医及びご家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

第16条（身体的拘束及び行動制限）

事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

- 2 緊急やむを得ず身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合は、事業者が別に定める「身体的拘束廃止マニュアル」に規定する手続に従って行うものとします。

第17条（守秘義務）

事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。

- 2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。
- 3 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、介護保険法第23条に基づくもののほか、利用者のサービス計画書立案のためのサービス担当者会議並びに担当の居宅介護支援事業者及び介護サービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。
- 4 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

第18条（苦情処理）

利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、重要事項説明書に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。

3 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

第19条（管轄裁判所）

利用者及び事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることとします。

第20条（契約外条項）

本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者が記名捺印のうえ、各自その1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

家族または代理人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

事業者

住 所 秋田県横手市駅前町14番9号

事業者名 社会福祉法人 横手福祉会

代表者名 理事長 佐々木 兼光 印